

六十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

六十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第二十一号に規定する者

六十六 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の

介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十号に規定する利用者

六十七 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十一号に規定する入浴介助

六十八 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

第二十七号に規定する者

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

五十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第十九号に規定する者

五十四 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の

介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

五十五 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

五十五 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

○厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護の注2及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注2における厚生労働大臣が定める基準

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日時点で、介護保険法施行令（平成十一年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（施行令附則第四条の規定により施行令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であつて、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「三級課程修了者」という。）を訪問介護員として雇用しており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該三級課程修了者を訪問介護員として雇用する指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護

事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下この号において「指定訪問介護事業所等」という。）であつて、当該三級課程修了者に対し、平成二十二年三月三十日までに介護福祉士の資格を取得し、又は施行令第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程、一級課程若しくは二級課程を受講するよう通知している指定訪問介護事業所等であること。

二 訪問介護費に係る特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (3)

(略)

(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第二十九条第六号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、施行令第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上であること。

(6) 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス基準第五条第二項により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

一 訪問介護費に係る特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (3)

(略)

(4) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上であること。

(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等のうち三級課程の訪問介護員がいないこと。

(6) 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が五年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。

(7) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者並びに日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第十六項に規定する認知症をいう。）である者の占める割合が百分の二十以上であること。

口 特定事業所加算(Ⅱ) イの(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(5)又は(6)のいずれかに適合すること。
ハ 特定事業所加算(Ⅲ) イの(1)から(4)まで及び(7)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 訪問入浴介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ 当該指定訪問入浴介護事業所のすべての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス基準第四十五条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
口 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

- ハ 当該指定訪問入浴介護事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
二 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。
訪問看護費に係る緊急時訪問看護加算の基準
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

(7) 算定日が属する日の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の二十以上であること。

口 特定事業所加算(Ⅱ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
ハ 特定事業所加算(Ⅲ) イの(1)から(3)まで及び(7)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 二 訪問看護費に係る緊急時訪問看護加算の基準
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

五| 訪問看護費に係るターミナルケア加算の基準

イ ターミナルケアを受ける利用者について二十四時間連絡がとれる体制（以下「二十四時間連絡体制」という。）を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。

ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに

係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して

説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。

ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

六| 訪問看護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等（指定居宅サービス基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を開催すること。

ハ 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

二| 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

七| 訪問リハビリテーション費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数三年以上の者がいること。

八| 通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合する

三| 訪問看護費に係るターミナルケア加算の基準

イ ターミナルケアを受ける利用者のために二十四時間連絡がとれる体制（以下「二十四時間連絡体制」という。）を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。

ロ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

こと。

(1) 指定通所介護を行う時間帯に一日百二十分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この号において「理学療法士等」という。）を一名以上配置していること。

(2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

口

個別機能訓練加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置していること。

(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されていること。

(3) イ(2)に該当するものであること。

四 通所介護費及び通所リハビリテーション費における若年性認知症ケア加算の基準

イ 若年性認知症利用者に適切に対応できる看護職員又は介護職員を配置していること。

ロ 若年性認知症利用者の主治の医師等と適切に連携していること。

ハ 若年性認知症利用者のみにより構成される単位に対し指定通所介護又は指定通所リハビリテーションが適切に提供されること。

二 若年性認知症利用者のためにふさわしい内容の指定通所介護又は指定通所リハビリテーションを実施するとともに、利用者又はその家族等に対する相談支援、情報提供等を行つてること。

九 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費

、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は除く。）、認知症対応型通所介護費、認知症対応型共同生活介護費、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は除く。）、介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によつて法第七条第三項に規定する要介護者となつた者又は同条第四項に規定する要支援者となつた者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

十 通所介護費、通所リハビリテーション費及び認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第一号、第二号及び第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

五 通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス

、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第一号、第二号、第六号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第十三号及び第十四号イにおいて同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十一 通所介護費、通所リハビリテーション費及び認知症対応型通所介護費並びに介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号及び第六号並びに第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十二 通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第一号ロ及びニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十三 通所リハビリテーション費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも

六 通所介護費、通所リハビリテーション費及び認知症対応型通所介護費並びに介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号及び第六号並びに第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

通所介護費等算定方法第一号、第二号及び第六号並びに第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

適合すること。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

七 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における栄養管理体制加算の基準
通所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に関する部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号において同じ。）並びに第十六号及び第十七号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号において同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基準

通所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所

療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働

大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）並びに第十六号及び第十七号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第五十七号において読み替えて準用する第十九号において同じ。）に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

十五 短期入所生活介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準

イ 他の指定短期入所生活介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービス（指定短期入所生活介護及び指定短期入所療養介護をいう。）を受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

十六 短期入所生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準 イ サービス提供体制強化加算（）次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基準

通所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号並びに第十六号及び第十七号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

九 短期入所生活介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準

イ 他の指定短期入所生活介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービス（指定短期入所生活介護及び指定短期入所療養介護をいう。）を受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの介護職員）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員）の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

十七 短期入所療養介護費に係るリハビリテーション機能強化加算の基準

十一 介護老人保健施設における短期入所療養介護費及び介護予防リハビリテーション機能強化加算の基準

イ 常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を一人以上配置していること。

ロ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二条第一項第五号に定める理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していること。

ハ （略）
二 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適切に行う体制にあること。

十九 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（一）当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(2) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
(2) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）、当該指定短期入所療養介護

イ 常勤の理学療法士又は作業療法士を一人以上配置していること。

ロ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二条第一項第五号に定める理学療法士、作業療法士を配置していること。

ハ （略）
二 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適切に行う体制にあること。

二十 短期入所療養介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（一）当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(2) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
(2) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）、当該指定短期入所療養介護

を行う病室（以下「病室」という。）又は当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第四号口又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

口 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(1)(2)に該当すること。

(2) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)(2)に該当すること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(1)(2)に該当すること。

(2) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)(2)に該当すること。

二十 夜間対応型訪問介護費における二十四時間通報対応加算の基準

イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。

ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。

ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。

二 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行つてること。

二十一 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 夜間対応型訪問介護費(1)を算定していること。

(2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留

意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(5) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 夜間対応型訪問介護費(Ⅲ)を算定していること。

(2) イ(2)から(5)までに適合するものであること。

二十一 認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数(共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を含む。)のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は

共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型
通所介護を利用者に直接提供する職員の総数（共用型指定認
知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定
認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対
応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地
域密着型介護老人福祉施設の認知症対応型共同生活介護、
介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入
居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介
護を直接提供する職員の総数を含む。）のうち、勤続年数三
年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二十三 小規模多機能型住宅介護費におけるサービス提供体制強化 加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも
適合すること。

- (1) 当該指定小規模多機能型住宅介護事業所のすべての小規模
多機能型住宅介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令
第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。
）第六十三条第一項に規定する小規模多機能型住宅介護従業
者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型住宅介護従
業者との研修計画を作成し、研修（外部における研修を含
む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型
住宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催
していること。
- (3) 当該指定小規模多機能型住宅介護事業所の小規模多機能型
住宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）
の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上で
あること。

(4) 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

□ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) イ(1)、(2)及び(4)に該当すること。

ハ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(1)、(2)及び(4)に該当すること。

二十四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）及び介護予防認知症対応型共同生活介護における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。

(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加

えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

(3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

口 認知症専門ケア加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの基準のいずれにも適合すること。

(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

(3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員との認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

二十五 認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

口 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも

適合すること。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二十六 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項、第百六十二条第七項又は第百七十四条に規定する基準に適合していないこと。

二十七 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準

第九号の規定を準用する。

二十八 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号、第三十号イ、第三十一号及び第四十六号において読み替えて準用する第十九号において同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二十九 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十二 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十七条第五項、第百六十二条第七項又は第百七十四条に規定する基準に適合していないこと。

十三 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

三十 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、
介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準

イ・ホ (略)

三十一 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、
介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける口腔維持加算の基準

イ・ホ (略)

三十二 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス
における在宅復帰支援機能加算の基準

イ・ロ (略)

三十三 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービス

における在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十四 地域密着型介護福祉施設サービスに係るサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

三十五 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

十四 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、
介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準

イ・ホ (略)

十五 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービス

における在宅復帰支援機能加算の基準

イ・ロ (略)

十六 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービス
における在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

十七 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

三十六 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によつて提供されたものの占める割合が百分の九十を超えてること。

三十七 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。
- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (4) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

十八 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によつて提供されたものの占める割合が百分の九十を超えてること。

十九 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、介護支援専門員として三年以上の実務経験を有し、主任介護支援専門員の研修課程と同等と認められるものを終了するとともに、指定居宅介護支援事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行うことができる者を配置している場合においては、この限りでない。

- ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を三名以上配置していること。
- ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- 二 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ホ 算定日が属する月の前三月間ににおける利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の六十以上であること。
- ヘ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ト 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十名未満であること。

口 特定事業所加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(3)、(4)、(9)及び(10)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置していること。

(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。

三十八 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第十一条第五項、第四十二条第七項又は第五十四条に規定する基準に適合していないこと。

三十九 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「

通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

四十分 介護保健施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十三条第五項、第四十三条第七項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。

チ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

リ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

又 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり三十五名以内であつて、かつ、介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと。

二十 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第十一条第五項、第四十二条第七項又は第五十四条に規定する基準に適合していないこと。

二十一 介護保健施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十三条第五項、第四十三条第七項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。

四十一 介護保健施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ 在宅復帰支援機能加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなつたもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。

(2) 退所者の退所した日から三十日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

口 在宅復帰支援機能加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなつたもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の三十を超えていること。

(2) イ(2)に適合していること。

四十二 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)(2)中「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする。

四十三 介護療養施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

二十二 介護保健施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「百分の二十」とあるのは「百分の五十」とする。

二十三 介護療養施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十四条第五項、第四十三条第七項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。

四十四 介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）における若年性認知症患者受入加算の基準

第九号の規定を準用する。

四十五 介護療養施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

第三十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

四十六 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)(2)中「通所介護費等算定方法第四号ロ及びハ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十三号」と読み替えるものとする。

四十七 介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三号の規定を準用する。

四十八 介護予防訪問看護費に係る緊急時介護予防訪問看護加算の基準

第六号の規定を準用する。

四十九 介護予防訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第七号の規定を準用する。

五十 介護予防訪問リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第七号の規定を準用する。

五十一 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション

二十四 介護療養施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二十五 介護予防訪問看護費に係る緊急時介護予防訪問看護加算の基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション

費における運動器機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

五十二 介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

五十三 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

イ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハの注のホ、ニの注のホ若しくはホの注のホ又は介護予防通所リハビリテーションのロの注のホ、ハの注のホ若しくはニの注のホに掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合してあるものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。

ロ （略）

ハ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が○・七以上であること。

(1) （略）

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支

援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかつた者（指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定

費における運動器機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二十七 介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二十八 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

イ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防通所介護費のハの注のホ、ニの注のホ若しくはホの注のホ又は介護予防通所リハビリテーションのロの注のホ、ハの注のホ若しくはニの注のホに掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。

ロ （略）

ハ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が○・七以上であること。

(1) （略）

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要

支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支
援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかつた者（
指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目
標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提
供が終了したと認める者に限る。）の数に、次の(1)及び

等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に「一」を乗じて得た数を加えたもの

五十四 介護予防通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十二号イ及びロの規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第一号イ及びハ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

五十五 介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第二号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十五号」と読み替えるものとする。

五十六 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十六号」と読み替えるものとする。

五十七 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第四号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十七号」と読み替えるものとする。

(一)に掲げる区分に該当する者の人数に(一)及び(二)に掲げる数を乗じて得た数の合計数を加えたもの

(一) 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたもの

五十八 介護予防認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

第二十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第六号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十九号」と読み替えるものとする。

五十九 介護予防小規模多機能型居宅介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

第二十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(4)中「通所介護費等算定方法第七号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十号」と読み替えるものとする。

六十 介護予防認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十一号」と読み替えるものとする。

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案
現
行

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注11に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注5に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所であること。

三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

四 指定通所介護の施設基準

イ 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

一 指定通所介護の施設基準
イ 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。）が三百人以内の指定通所介護

三百人以内の指定通所介護事業所であること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所

(2) (略)

(2) (略)

事業所であること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)に該当しない事業所であること。

ハ 大規模型通所介護費(II)を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二 大規模型通所介護費(II)を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) (略)

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準
(1) (2) (略)

二 認知症専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。
(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

二 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前号の規定を準用する。

五 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

リハビリテーションの施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が七百五十人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) 指定居宅サービス基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

六 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

七 指定期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

四 指定期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十号及び第十二号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ・ニ (略)

八 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ニ (略)

九 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ (略)

十 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といいう。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第八号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ・ニ (略)

五 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ニ (略)

六 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ (略)

七 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といいう。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

口 看護体制加算(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合には、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に規定する特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(3) イ(2)に該当すること。

十一 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

十二 指定短期入所療養介護の施設基準

イ(ト) (略)

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

七 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ(ト) (略)

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)

診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（以下「病室」という。）における看護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十号イに規定する基準に該当すること。

(五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は利用者一人につき、六・四平方メートル以上であること。

(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十二条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴

(1)

診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(二) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室（以下「療養病室」という。）における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十号イに規定する基準に該当すること。

(五) 医療法施行規則第二十二条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴を有していること。

室を有していること。

(七) 診療所（（六）の診療所を除く。）においては、食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所短期入所療養介護費（Ⅳ）を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (一)及び四から七までに該当するものであること。

(二) 当該病室における看護職員又は介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)及び四から七までに該当するものであること。

(2) 当該病室における看護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅳ）を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (一)、四及び五に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、四及び五に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室に

養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌ(カ) (略)

十三 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

十四 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ(ホ) (略)

十五 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イ(ハ) (略)

十六 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

セ(イ) 治療病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十七 指定短期入所療養介護に係る診療所設備基準減算の施設基準

セ(イ) 治療病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十八 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(v)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、病院療養病床短期入所療養介護費(vii)の病院療養病床短期

入所療養介護費(viii)、病院療養病床短期入所療養介護費(ix)の病院

における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌ(カ) (略)

九 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

十 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ(ホ) (略)

十一 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イ(ハ) (略)

十二 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

セ(イ) 治療病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十三 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

セ(イ) 治療病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十四 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(iv)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(vi)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(vii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(viii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ix)の介護老人保健施設

費(Ⅲ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）

（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に對して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vii)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(viii)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(ix)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xi)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）

（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に對して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vii)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(viii)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(ix)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xi)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対する行わられるものであること。

十九 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ （略）

ハ 療養所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 （略）

二十 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ （略）

二十一 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

二月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。

二十二 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ （略）

二十三 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ （略）

二十四 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(1)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対する行わられるものであること。

十五 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ （略）

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 （略）

十六 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ （略）

十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ （略）

十八 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ （略）

二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(1)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

する常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当しないこと。

□ 看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

二十五 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十六 指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準

二十七 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

二十八 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。

二十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人

福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人

十九 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人

福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人